

# 特集



あじさい？

## 広がりを見せる再犯防止分野の 新たなステークホルダー

第1節	はじめに .....	2
第2節	新たなステークホルダーの取組 .....	3
第3節	おわりに .....	14

## 第1節 はじめに

政府は、令和5年3月、第二次再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画は、7つの重点課題と96の具体的施策により構成されており、重点課題の一つとして、「民間協力者の活動の促進等のための取組」が掲げられ、「現状認識と課題等」として、以下のとおり記載されている。

### 第5 民間協力者の活動の促進等のための取組

#### 1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われている。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体現し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会において、高く評価されるべきものである。（以下省略）

このように、再犯防止のためには、刑事司法手続段階のみならず、終了後においても、民間協力者の活動が必要不可欠であり、これまでも保護司、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員等の多くの民間協力者の方々の御協力に支えられてきた。そこで、第二次計画では、具体的施策として、以下のとおり「地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等」が掲げられ、民間協力者の積極的な開拓を行うこととしている。

#### ②民間協力者との連携強化

##### ア 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号71】

法務省は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、地域で再犯の防止等に資する取り組みを行うNPO法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、そうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。（以下省略）

再犯防止においては、犯罪をした者等が立ち戻っていくことができる環境をいかに整備するかということが重要であるが、そういった環境をより充実したものにするためには、従前から御活躍いただいている保護司等の民間協力者のみならず、地域社会において、より多様な関係者（ステークホルダー）と連携していくことが求められている。

このように、再犯防止分野における民間協力者の役割の重要性がますます大きくなっている中、近年、民間企業等をはじめとした新たなステークホルダーに再犯防止分野に参画いただく事例が増えており、再犯防止分野の活動の輪は広がりを見せつつある。

従前から再犯防止に御協力をいただいている民間協力者は、犯罪をした者等に対する直接的な支援に携わることが中心であった。他方、近時は、間接的な支援、つまり、広報・啓発活動等の再犯防止の裾野を広げるような活動をしていただいている企業・団体が増えてきている。直接的な支援はハードルが高いと感じていても、間接的な支援であれば、参画について前向きに検討いただける企業・団

体も潜在的に存在するものと思われる。

そこで、本特集においては、再犯防止分野に新たに参画していただいている企業及び団体の先駆的な取組を紹介する。

## 第2節 新たなステークホルダーの取組

### 事例1 丸善雄松堂株式会社

丸善雄松堂株式会社は、出版業のほか、学校教育事業に関する経営コンサルティング業務、図書館業務の請負等の多岐にわたる事業を展開している。同社は、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）の趣旨に共鳴し、同運動の強調月間である7月に、同社が指定管理者として運営する全国の図書館や、グループ企業である株式会社丸善ジュンク堂書店の店舗において同運動のポスターを掲示するなどの協力をしていただいていることに加え、再犯防止に関するシンポジウムを法務省と共催で開催するなどしていただいている。

語り：丸善雄松堂株式会社地域共育事業本部 後藤 英紀さん  
石川 章子さん

#### 1. 再犯防止分野への参画のきっかけについて教えてください。

（後藤さん）

最初は、令和4年12月に、PFI<sup>※1</sup>の刑務所（【施策番号 60】参照）である美祢社会復帰促進センターにサウンディング調査<sup>※2</sup>に来ないかと他社に誘われたことがきっかけです。刑務所のことは全く知らなかったのですが、心惹かれるものがありました。同センターを見学し、ワークショップに参加して、ニュースの世界では知っていると思っていたことを初めて目の当たりにしたことで、自分にとってはショックというか、とても良い気付きをいただいたという実感がありました。また、その際に、初めて、立ち直りを支援している刑務官の方や、協力雇用主、更生保護に携わる方々の存在を知りました。

当社の理念として、学びの力で世の中を良くしていくことを掲げていることもあり、会社に戻ってから、罪を犯した人たちの立ち直りに何か貢献できることはないかと考え、役員に相談しましたが、「気持ちはわかるけれど、どうすればいいかわからないね」と指摘を受けました。その段階では確かにそのとおりで、当時は“社会を明るくする運動”という言葉すら知らず、具体的に自分たちに何ができるのか全くわからない状態だったのです。

それから1年くらい経過した後、今度は、同じくPFIの刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターを見学する機会がありました。そのときは、キャリア採用で入社してきた石川さんに行ってもらったのですが、石川さんも、私と同様に大きな感銘を受けたようでした。私自分一人では悶々としたままだったかもしれませんが、自分と同じ思いを持つに至った人が出現したことで、改めて、再犯防止のために何か自分たちにできることはないかと考えるようになりました。

ある日、石川さんが更生保護に関する記事を見つけ、私に見せてくれました。やや古い記事でしたが、法務省保護局の問合せ先が書いてあったため、電話してみることにしました。電話する前は、法務省は役所の中でもとても固いというか、怖いというようなイメージがありました。しかし、実際に電

※1 PFI (Private-Finance-Initiative)  
民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

※2 サウンディング調査  
国や地方公共団体が所有する土地や施設の活用方法について、民間事業者との意見交換等を通じ、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査。マーケットサウンディングともいう。

話してみると、とても真摯に我々の話を聞いてくれました。その後、保護局の幹部の方とお会いしてみても、我々に何ができるか尋ねてみたところ、まずは、“社会を明るくする運動”の広報で協力してもらえないかという依頼を受けたので、7月の“社会を明るくする運動”の強化月間に、当社の関連書店や、運営管理を受託している公共施設等のスタッフに、“社会を明るくする運動”のシンボルマークである黄色い羽根を着用してもらったり、関連書店等でポスターを掲示したりしました。また、保護局からは、もう一つの取組として、再犯防止に関するシンポジウムを一緒に開催できないかとお声掛けいただき、これまで、全国各地でシンポジウムを開催してきました（【コラム9】参照）。

具体的な取組がイメージできるようになり、役員にも説明しやすくなったことに加え、私だけでなく、石川さんもこの分野に大きな関心を持ってくれ、社内の理解者が増えたことも大きな後押しになりました。

## 2. 再犯防止分野に携わることになった際の社内の反応について教えてください。

（後藤さん）

最初に再犯防止分野に関与すると決めた際、社内から「ほかのCSR（企業の社会的責任）の活動と何が違うのか（新たに取り組む必要があるのか。）。」といった声上がることもあり、社内で広く理解を得ることが最初のハードルでした。そのような中で、最初に理解を示してくれたのが、株式会社丸善ジュンク堂書店の社長でした。理解を示してくれた背景には、書店業界にまつわる「万引き」の問題がありました。書店の中には、万引きが原因で潰れてしまうお店もあり、万引きは書店業界にとって決して看過できない問題です。しかし、高校生くらいの若者の場合、自身の行動が書店に与える影響を考えることなく、軽い気持ちで万引きに及んでしまうこともあるのではないかと考え、彼らにはしっかりと反省し、更生してもらいたいという思いがもともと社長の中にあっただそうです。そこで、関連書店での協力活動が始まることになりました。

（石川さん）

営業に行ってプレゼンをした際、我々の取組の一つとして、“社会を明るくする運動”に貢献していることを話したところ、大きな拍手をいただいたということがありました。また、新入社員向けに研修を行った際、半分眠たそうにしていた新入社員が“社会を明るくする運動”に関する話の最中は背筋を伸ばして聞いてくれ、「この会社に入ってよかった」という感想を書いてくれた人もいました。少しずつではありますが、理解を示してくれる人が増えてきているという実感があります。

## 3. 取組を行う上で、課題と感じている点について教えてください。

（後藤さん）

更生保護についての知名度が低いと感じています。私を含め、社内においても更生保護を知らない人もいますが、県庁や市役所等の行政の方ですら黄色い羽根を知らないという人もいます。取組を進めていく上で課題なのは、やはり知名度の低さだと思います。

## 4. 今後の展望について教えてください。

（石川さん）

非行少年や、不登校の青少年等、複雑な家庭環境の中で、学びたくても学ぶ機会に巡り合えない方々が多くいます。当社は、全国の図書館等の公共施設の指定管理者として、様々な施設の運営管理を請け負っていますので、例えば、地元の保護司会と連携するなどして、非行に限らず、孤独・孤立等の様々な問題の解消に貢献できるようにしていきたいという思いがあります。若者からお年寄りまで、地域の方々と共に育て、共に育ちながら、ただの公共施設ではなく、様々な課題を抱えた人たちの居場所になるような施設にしていけたらと思っています。

## 5. 再犯防止分野への参画を考えている企業・団体へメッセージをお願いします。

(石川さん)

再犯防止は、「社会全体で取り組むべき課題」です。企業は再犯防止や更生保護の専門的な部分を担うわけではありませんが、広報、教育、イベント等において、自らが持つ強みを生かして関与することができます。再犯防止や更生保護の分野は、CSRの一つとしても、企業を取り得る選択肢になると考えています。他の企業や団体が、再犯防止分野に参画をするためには、まずこの分野について知ってもらうことが大切だと思います。当社としては、今後も、我々の強みである「学びの力」を通じて再犯防止や更生保護に協力していきたいと考えています。



「国際更生保護ボランティアの日」（【施策番号 68】参照）の広報

## 事例2 一般社団法人 Arc & Beyond

一般社団法人 Arc & Beyond（アークアンドビヨンド）は、ソニーグループ株式会社（以下「ソニー」という。）の社員たちによって設立された団体で、多様なパートナーと共同して社会課題の解決を目指す事業活動に取り組んでいる。特に、再犯防止分野においては、ソニーのプログラミングツール「MESH<sup>TM</sup>※3」を活用した教育プログラムを全国の少年院で展開している。

語り：一般社団法人 Arc & Beyond 石川 洋人さん  
萩原 丈博さん  
原 援又さん

### 1. 再犯防止分野に御関心を持ったきっかけについて教えてください。

（石川さん）

アメリカで、「ディスコネクテッド・ユース」という、学校に通えず、仕事にも就けない、社会的に孤立している子どもたちと出会い、そういう子どもたちに対して何かできることがないかと考えたことが最初のきっかけです。

平成27年、私はアメリカで「Takeoff Point」というソニーの100%出資子会社を立ち上げました。当時の私は、萩原さんが開発したMESHをアメリカで販売することが仕事で、そのような中、ディスコネクテッド・ユースの子どもたちの存在を知り、どうしたらそのような子どもたちが学び続けられる環境を作れるかということ、萩原さんと一緒に考えるようになりました。

最初の頃は、日本でいうところの区民センターのような地域の施設で、学校に通えなくなった子どもたちを対象に、ボランティアとしてMESHを使った授業を実施していました。そこで、学校の先生や他のボランティアと一緒に、ディスコネクテッド・ユースの子どもたちに対するMESHを活用した教育プログラムを考案しました。

ディスコネクテッド・ユースの子どもたちは、基本的に、「学び」において三つの困難を抱えていると言えます。一つ目は、楽しい学び経験をしたことがないということ。二つ目は、「自分にはできない」と思っていること。そして、三つ目は、「学ぶことは無駄だ」と思っていることです。そこで、そうした子どもたちを対象とした教育プログラムでは、単にプログラミングを教えるのではなく、「MESHを使って何かを作ってみないか」、「身の回りの課題を解決してみないか」というアプローチをとったところ、子どもたちに、主体的に学んだり、取り組んだりする姿勢が見えるようになりました。そのような教育プログラムの普及を進めていたところ、アメリカの少年院の関係者の方から、少年院の更生プログラムの一環として活用できないかというお声掛けをいただき、少年院での活動を開始しました。

アメリカでの活動を行う中で、日本にもディスコネクテッド・ユースの子どもたちが多いことを知り、この教育プログラムを日本の少年院でも展開したいと考えるようになりました。そこで、令和3年に萩原さんと二人で法務省矯正局を訪問し、日本でもこの教育プログラムを実施できないか相談したことが、日本の少年院での活動のスタートとなりました。

※3 MESH<sup>TM</sup>  
MESHは、専門知識がなくてもセンサーやプログラミングによって仕組みをつくり出すことができるツールであり、全国の学校教育や人材育成に活用されている。

## 2. 全国の少年院で、模擬授業<sup>※4</sup>を行った際の在院生や、少年院の教官（法務教官）の反応や変化について教えてください。

（原さん）

私たちの授業はワークショップ形式になっており、最初に、「MESHを使って、日用品をより便利なものにする」等、その授業のテーマを設定します。在院生からは「そんなことできるのだろうか」という懐疑的な反応や、「どうしてこんなことをやるのか」という授業自体に対するネガティブな反応を示されることもあります。しかし、授業を進めていくと、「MESHが直感的に使えて楽しい」、「ツールを組み合わせることで、発想がどんどん広がった」、「最初はできないと思っていたものを作ることができて嬉しい」などの前向きな反応が増えていき、最終的には、授業終了の時間になっても、「まだ授業を続けてほしい」という声が出るくらい、前のめりになって取り組んでくれることが多いです。

授業の前後では、在院生からアンケートを取るのですが、その中のコメントでも「身の回りにも問題解決をすべきことはいっぱいあると思うので、どんどん挑戦していきたい」等の前向きなコメントをいただくことがあります。

社会の中で自立していくためには、他者からやらされるのではなく、自分の中にあるエネルギーを原動力に、主体的かつ前向きに、自ら学んでいくというマインドが必要だと考えていますが、この授業を通じて、そうした姿勢を身に付けてもらうことができるのではないかという感触を得ています。

（萩原さん）

また、変化という点では、職員の皆さんの意識の変化も大きいと思っています。いろいろな感想や御意見をいただきましたが、「普段は主体性が余り感じられない在院生であっても、自分たちで主体的にアイデアを考えて、生き生きと発表している姿を見て、驚いた」、「在院生が良い方向に成長していく能力があるということ、改めて痛感した」、「MESHのプログラムを通じた成長が、彼らの普段の生活態度や今後の生き方に良い影響を与えてくれる可能性を感じた」といったものが特に印象に残っています。

## 3. 初めて少年院で授業をした際に、不安はありましたか。また、在院生の第一印象を教えてください。

（原さん）

初めて少年院に伺ったときには、やはり、少年院がどういう状況なのか完全には分からなかったので、正直に言って、手に汗を握るようなところがありました。在院生は、結構大きな声で挨拶をされるので、最初に教室に入ったときには圧倒されましたが、授業が始まってみると、彼らのコミュニケーションを見て、「普通の少年だな」という印象を受けました。

（萩原さん）

私も、原さんとほぼ同じような印象でした。令和3年に初めて新潟少年学院を訪れた際に、在院生の方々の最初の挨拶には少し驚きましたが、いざ授業を始めてみると、「普通の子たち」という印象で、こども向けに行っている一般のワークショップと全く変わらない感触でした。逆に、「なぜ彼らが少年院に入ってしまうことになったのだろうか?」「その背景や彼らの環境にはどのような課題があったのだろうか?」という疑問が湧いてくるくらいでした。

## 4. 今後の展望について教えてください。

（原さん）

今までやってきたことに引き続きしっかり取り組んでいくことと、新たなことにチャレンジするという二つになるかと思います。

※4 全国の少年院での模擬授業

令和6年にソニーマーケティング株式会社が受託した法務省委託事業「少年院在院者に対するプログラミングを活用した効果的な課題解決型授業に係る調査研究業務の請負」における模擬授業。同社が一般社団法人 Arc & Beyond と連携して取り組んでいる。

一つ目は、全国の少年院に MESH を使った授業を導入することです。令和7年度から、少年院で実施する職業生活設計指導の選択制のプログラムに MESH を活用した我々のプログラムを取り入れていただいているので、各施設の法務教官の方に選択いただけるように取り組みたいと思っています。少年院によっては、MESH の実施について不安に思われている方もいらっしゃると思いますので、授業がしっかりできているという事例の提示等を含めて、展開を図っていきたいと思います。

二つ目は、社会の側でも、少年たちが学び続ける場や、働き続けられるなどの活躍できる場を創っていきたいということです。少年院ですごく前向きな思考になって、問題解決に取り組む意欲が出てきたとしても、結局、社会の側でその受け皿がないと、意欲を失ってしまいます。そういう場所を創っていくために、我々にできることは何かというのを考えたときに、当法人は民間企業によって立ち上げられたという背景もありますので、いろんな企業とのネットワークを生かしながら、一緒にそういった場を創っていけるような取組をしていければと思っています。現在行っている具体的な活動として、法務省矯正局とともに「Sync to HOPE」というイベントをシリーズで行うこととしています。「Sync to HOPE」は、法務省と我々だけではなく、民間企業や NPO 等の様々なセクターの方や行政の方をお呼びして、どのようにしたらみんなで社会側の場を創ることができるのかを考えたり、そもそもこういった問題に関心がないような企業や個人の方に関心をもつていただくきっかけを作ったりと、様々な人たちと一緒に課題意識を共有するイベントです。このイベントの延長線上で、各団体の具体的なアクションにつなげていくということを考えています。

## 5. これから再犯防止分野に参画しようとする企業や個人の方にメッセージをお願いします。

(原さん)

非行には、環境要因の問題もあると思っています。例えば、虐待や不遇な家庭環境といった社会課題が挙げられます。そのような環境に育った人たちは、非行をして少年院に入る人もいれば、そこまで至らないまでも、社会的に孤立してしまうことなどもあると思います。再犯防止や少年矯正と聞くと、自分には無関係と感ずる人も多いと思いますが、そうした社会課題の解決に関心を持っていたら、その背景に共通する再犯防止や少年矯正といった分野の重要性についても理解していただけるのではないかと考えています。多種多様な方々とこの分野での活動を展開していければと思います。



少年院での模擬授業の光景

### 事例3 日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）は、「金融力で未来をデザインする」という企業理念の下、サステナブルファイナンスやインパクト投資に積極的に取り組んでおり、その中でも成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）（以下「PFS」という。）やソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond）（以下「SIB」という。）は社会課題解決に資する官民連携の重要な手法であると考え、国内外の市場調査、各種情報発信等を通じ、国、地方公共団体、中間支援組織、サービス事業者たる民間企業、金融機関等、PFS / SIB市場の関係者とのネットワークを構築し、先進的なノウハウを獲得してきた。また、同行は、令和3年度から令和5年度まで、法務省が実施した民間資金を活用したPFSによる非行少年への学習支援事業（以下「法務省SIB事業」という。）において、株式会社公文教育研究会（以下「公文教育研究会」という。）を中心とした共同事業体に対する資金提供者として関与した（PFS、SIB及び法務省SIB事業のいずれも【施策番号74】参照）。

語り：DBJストラクチャードファイナンス部 杉浦 克実さん  
村田 瑞穂さん  
(法務省SIB事業当時所属)  
東條 恭章さん

#### 1. 法務省SIB事業にはどのような立場として参画いただいていたか。

(杉浦さん)

当行は元々日本開発銀行という特殊法人でした。平成20年に民営化し、現在の株式会社日本政策投資銀行となりましたが、「社会に何らかの形で貢献したい」というパブリックマインドがDNAとして深く根付いています。そのため、当行の職員の中には、金融というツールを活用して、世の中に貢献したいという人が多いです。古くはPFI（【施策番号60】参照）等の、国や地方が実施していた事業に民間の資金やノウハウを活用するというような案件に多く取り組ませていただき、当行が触媒のような機能を果たしてきました。PFIがある程度普及してきたからは、次に取り組むべき新しい分野について常に考えていました。

そのような中で、行内の若い職員から、DBJの新たな取組としてふさわしいものは何かということ募った際に、選ばれたものの一つがSIBでした。

(東條さん)

当行は以前からPPP<sup>※5</sup>の事業に幅広く関与していたので、このSIBという取組については、PPPの新たなプロダクトの一つであると考え、令和元年辺りから調査をしていました。当時は、プロトタイプのSIBという感じで、日本でもいくつかのプロジェクトがあるにはあったのですが、中々大きな案件ができていくわけではありませんでしたので、まず、SIB発祥の地であるイギリスの市場や事例について調査を行いました。イギリスでは、既にSIBに関する様々なプレーヤーがいましたので、そのような方々のヒアリング等を行いました。そこで、私たちが一から日本でプロジェクトを立ち上げるよりも、まずはイギリスの投資会社と連携するのがよいと考え、彼らが運用しているファンドに投資し、イギリスのSIBに参画しながら、様々な勉強をさせていただきました。

イギリスで学んだことを踏まえて、実際に日本でもプロジェクトを立ち上げたいと検討していたところ、内閣府に成果連動型事業推進室<sup>※6</sup>が設置され、日本でも様々な事業が進んでいくという段階

※5 PPP (Public Private Partnership)  
公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

※6 内閣府成果連動型事業推進室  
<https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>



となっていきました。そのような状況の中、法務省がSIBの事業を検討しているとお聞きし、私たちがマーケットサウンディングの一環として参画させていただきました。その後、法務省SIB事業が始まるタイミングで、公文教育研究会と出会いました。

公文教育研究会が中心となって検討された非行少年に対する学習支援の内容等について、当行は、金融機関として、それが本当に実現可能な事業プランであるのかといった観点から諸々の助言をさせていただきました。加えて、当行も資金提供者という立場で法務省SIB事業に参画することにしました。金融には、元本が保証されているような「融資」という考え方もありますが、当行としては、元本毀損等のリスクのある「投資」として関わらせていただくことにしました。SIBは、事業者のパフォーマンスによって報酬が変わりますので、事業者にとっては、インセンティブが強く働きますが、一方で、成果が低ければ非常にリスクの高い取組ですので、その部分のリスクシェアを図るのが、金融機関である私たちに求められている役割ではないかと思えます。

## 2. 再犯防止分野に参画することを検討された際の行内での反応等についてご教示ください。

(東條さん)

「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」<sup>※7</sup>において、PFS / SIB 重点3分野の一つとして「再犯防止」を掲げていただいたので、行内へ説明を行う際には非常に助かりました。「そもそもSIBとは何か」「なぜ再犯防止なのか」といったことを問われることが多かったですが、私たちは元々PFIに関わっていたこともあり、その中で、広い意味での再犯防止に関わるようなプロジェクトもありましたので、比較的行内での反対意見等は少なかったです。むしろ、「DBJらしい取組なので頑張れ」といった声をいただくこともありました。

## 3. 御行の立場から見た、今回の事業の社会的意義とはどのようなところにありますでしょうか。

(東條さん)

我々は資金提供者という立場でしたが、事業実施中に定期的に行われていたプロジェクトチェックについては能動的に関与していました。月に複数回ある事業の東京拠点及び大阪拠点とのモニタリングには、必ず参加するようにしていました。

非行少年が立ち直っていくプロセスの中で、少年院在院中から出院後にかけて継続性のある支援が重要であると聞いてはいましたが、実際に法務省SIB事業に携わってみたら、少年院の中と外との連携の難しさを実感させられました。一方で、SIBというツールを通じて、今までつながりが薄かった方々、例えば、少年院の教官と学習支援の実務家等の、近い分野にいるようで、これまでコミュニケーションが余りなかった方々が、一堂に会して議論をする機会に恵まれたということは、非常に大きな価値があったのではないかと考えています。また、今回の法務省SIB事業では、どのような目標を達成すれば、どれくらいの報酬が支払われるのかという面が明確であったので、この事業に関わるステークホルダーが同じ方向を向いて議論できたという点でも、非常に価値のある取組でした。

(村田さん)

PFI等も市場が広がってきましたが、民間資金の活用によって、全ての行政サービスの質が向上したかという点、必ずしもそうでないと思います。事業の件数は積み重なってきているかもしれませんが、私たちが望むような本来あるべきPFI等ばかりではありません。法務省の取組がモデルケースとなり、今後も、継続的に好事例が出てくることを期待しています。

※7 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン  
<https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplan.html>



#### 4. 法務省 SIB 事業への参画前後における行内の意識の変化（特に若手の職員の方々）について教えてください。

（東條さん）

法務省 SIB 事業は、私たちから見ても、極めて先進的な取組であったので、私を含め、職員にとってチャレンジしがいのある刺激的な取組だったと思います。先ほどお伝えした、普段あまり関わらない人たちが一堂に会して議論するという点に関して、少年院の教官や、学習支援の専門家といった方々は、私たちの通常業務の中では余り関わることがない存在でした。行内には、何かしら社会に貢献したいという職員が非常に多いので、具体的な社会課題を目の前に感じることができ、また、多くの関係者と同じ目標に向かって貢献できたことで、特に若手の職員にとっては、挑戦することの重要性ややりがいを感じられる、大変意義のある取組だったのではないのでしょうか。

また、この事業については、新聞等にも取り上げていただいたため、他の金融機関からこの事業について問合せをいただき、説明をさせていただく機会が多くありました。そういう観点から、行内だけではなく、他の金融機関や企業にも影響を与えられたのではないかと考えています。

#### 5. 再犯防止分野に民間企業が参画する意義について教えてください。

（東條さん）

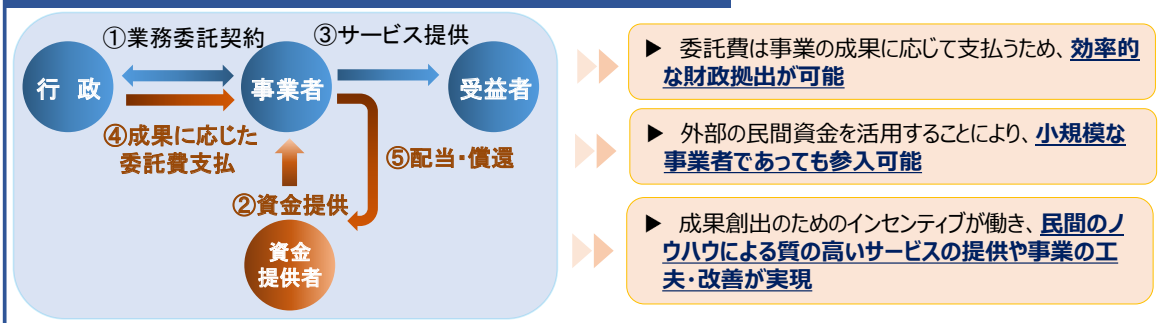
SIB は、経済的なリターンだけではなく、社会的なインパクトもしっかり考えなければならないという時流に沿ったプロジェクトです。なぜ SIB 事業ができるのか。それは、そこに社会課題があるからです。そのような中で、リスクをとって投資をし、事業者と一緒に汗を流してプロジェクトを進めることができるのは、社会的意義が大きいだけでなく、私たち自身の仕事におけるやりがいの向上にもつながっています。

### 再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

#### ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる**成果連動型民間委託契約方式（PFS）**の一類型であり、**外部の民間資金を活用**した官民連携による社会課題解決の仕組み

#### ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



#### 再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、**学びの継続と充実を図る**

少年院在院中	少年院出院後	
学習支援計画の策定	学習環境の整備	▶ 少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、 <b>出院後最長1年間の継続的な学習支援</b> を実施
在院者との関係構築	寄り添い型の学習支援	
将来の可能性の広がり	学習相談の実施	▶ 対象者の学習継続率や再処分率等を成果指標とし、 <b>事業の成果を評価</b>

法務省 SIB 事業の概要

## 事例4 静岡市

第二次再犯防止推進計画では、再犯防止分野において、国、都道府県及び市区町村が担う具体的役割について明記されており、市区町村は、地域住民に最も身近な地方公共団体として、福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけ、こうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施することとされている。静岡市は、再犯防止分野に理解のある市民を増やすことを目的として、令和5年度から「再犯防止に関する支援者養成講座」を実施している。この静岡市の取組は、市民を対象として、再犯防止に関わるステークホルダーの輪を広げようとするものでもありと言える。

語り：静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課 三室 智吉さん  
濱 卓也さん  
再犯防止に関する支援者養成講座受講者 鈴木いづみさん

### 1. 講座の概要について教えてください。

(三室さん)

当市の「再犯防止に関する支援者養成講座」は令和5年度から実施しており、令和7年度で3年度目となります。静岡市内に居住する又は通勤・通学する方で、再犯防止に関心のある方を受講対象として募集させていただきました。

講座の目的として、「市民が市民に寄り添う再犯防止推進」を掲げ、再犯防止や更生保護制度に理解のある市民の増加を図ることとしています。また、講座終了時に、再犯防止の推進に携わりたいと希望していただいた方を、本市が「静岡市再犯防止推進員」に任命しています。静岡市再犯防止推進員の方々には、満期釈放者や起訴猶予処分で保護観察が付かない人等を対象に、支援機関につながるための最初の支援をサポートしていただいています。

講座の内容については、実施年度ごとに若干マイナーチェンジを行っていますが、令和6年度は7単元分を実施しました。実施概要は次のとおりです。

回数	講師等	内容
第1回	静岡地方検察庁	・刑事事件の流れ
第2回	静岡保護観察所 駿河区保護司会	・更生保護制度
第3回	静岡少年鑑別所	・少年鑑別所の業務 ・施設見学
第4回	静岡刑務所	・刑務所の業務 ・施設見学
第5回	静岡県就労支援事業者機構 静岡公共職業安定所 協力雇用主	・出所者の就労支援
第6回	更生保護法人少年の家 居住支援法人WAC清水さわやかサービス	・出所者の居住支援 ・施設見学
第7回	更生保護法人少年の家 静岡市健康福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	・当事者の講話

### 2. どのような検討を行い、この講座の開設に至りましたか。また、この講座の成果について教えてください。

(濱さん)

当市では、令和3年度から、保護司（【施策番号 64～68】参照）の皆さんに、静岡市再犯防止推

進員として、満期出所した方たちを福祉支援等の窓口につなぐ役割を担ってもらおう事業と、生活の基盤が不安定な方に対する伴走型支援等のサポートを行う事業を実施しています。一方で、犯罪をしてしまった人への支援を求めるだけでなく、そもそも、市民の皆さんに再犯防止分野に興味を持ってもらうための広報・啓発を進めていくことも重要ではないかと考え、令和5年度からこの講座を実施することとしました。

再犯防止に関心を持ってもらい、付き添い支援等を理解し、将来的には保護司についても関心を持っていただくことを視野に入れていきます。

これまでの成果として、令和5年度については、修了者15名のうち4名の方を、また、令和6年度については、修了者15名のうち5名の方を、御本人の希望に基づいて静岡市再犯防止推進員に任命させていただきました。静岡市再犯防止推進員は年々着実に増えています。

### 3. 実際に講座を受けた感想について教えてください。

(鈴木さん)

私は、当講座を受講し、現在は静岡市再犯防止推進員として付添い支援活動に携わっています。講座を受けたり、実際に支援を行ったりする中で思うのは、人が犯罪をしてしまう状況と、そうではない状況は紙一重であり、誰もが犯罪者になる可能性があるということです。

また、再犯防止に向けた支援を行う立場としては、犯罪の背景にある、家庭崩壊や貧困、薬物依存等の多面的な問題について理解した上で、当事者に寄り添っていく必要があると考えています。

講座の中では、薬物依存症者の自助グループであるダルク（【施策番号71】参照）の方の話聞く機会がありました。私個人としても、支援されている立場の方の声を聞いてみたかったこともあり、色々と質問をさせていただきました。そのときのことは、支援活動を行っている現在でも時折思い出すなど、非常に印象に残っています。

### 4. 一般の方に再犯防止分野に広く関心を持っていただくためにはどのようなことが必要でしょうか。

(鈴木さん)

一般の企業では、年に一度、防災訓練を行うことがあると思いますが、それと同様に、会社の行事として再犯防止のための集会等を定期的に行うことができれば良いのではないかと思います。例えば、地域で再犯防止のための活動をしている方の紹介や、再犯防止に関する広報のビデオ等を社員に見てもらおうといった取組もいいかもしれません。静岡市や浜松市には、様々なバックボーンを持っている方も多くいらっしゃるので、そのような行事の中で関心を持った方々が、再犯防止の活動に協力してくれるようになれば、地域における再犯防止の取組がより良いものになるのではないかと思います。

### 5. 当講座の今後の展望について教えてください。

(三室さん)

現在は、鈴木さんのような講座を受講した静岡市再犯防止推進員の方々に、刑事施設を出所してから、支援機関につながるまでの付添い支援等を行っていただいています。しかし、こうした支援により、出所者の方々にとって、一時的には安定した生活環境が整ったとしても、その生活を長期的に維持できるかという点については懸念が残ります。そのため、支援を受けた方がもっと長いスパンで生活を維持できるように、静岡市再犯防止推進員の方にもっと長期的に関わっていただくことができないかということを考えています。そのような観点から、令和8年度以降の支援者養成講座の編成や静岡市再犯防止推進員の取組についても、より良いものにできるよう、引き続き検討していきたいです。

### 第3節 おわりに

本特集では、4つの企業・団体等の取組について取り上げた。

再犯防止分野においては、これまでも、保護司、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員等の多くの民間協力者の方々に多大な御協力をいただいていた。政府としては、引き続き、こうした民間協力者の方々への支援を強化していく必要がある。

同時に、上述のとおり、再犯防止の取組を更に進めるためには、こうした民間協力者に加え、新たなステークホルダーとの連携を進めていく必要がある。しかしながら、第2節のインタビューの中でも指摘があったように、そもそも、社会の中で再犯防止が広く認識されておらず、多くの企業等にとっては、再犯防止への参画を検討すらできていないのが実情であると思われる。また、一般に、再犯防止の活動には高い使命感が求められると感じられることもあるためか、多くの企業等においては、再犯防止分野への参画はハードルが高いというイメージを持たれることが少なくなく、結果として、再犯防止分野における民間協力者の裾野が広がりにくい現状があったことも否めない。

今後、「地域による包摂の推進」を更に展開していくためには、本特集で取り上げた企業等のように、既存の民間協力者の枠組みによらない協力も欠かせないものであり、そのためには、再犯防止の認知度を高め、企業等の協力を得られやすくなるような環境を整備していくことが重要である。本特集で取り上げた企業等においては、矯正施設の見学等をきっかけとして、再犯防止分野に関心を持ったケースもあったように、より多くの方に再犯防止分野との接点を持っていただけるよう、国や地方公共団体から、再犯防止分野について積極的に情報発信していくことの重要性を改めて認識した。

加えて、犯罪をした者等と関わることに對する漠然とした不安等により、実際に再犯防止分野に協力することについては心理的なハードルが高いということも考えられるため、実際に再犯防止分野に関わっていただくこととなった後も、国や地方公共団体が適切なフォローアップをしていくことが求められる。

これまでの、再犯防止分野に携わっていただく方々に、矯正施設の被収容者や保護観察対象者等への直接的な支援を担っていただくことが多かったが、今回、事例で取り上げた間接的な支援を実施していただいている企業等をはじめとした新たなステークホルダーの参画は、再犯防止施策の裾野を広げ、より多くの人々に再犯防止に関心を持っていただくきっかけとなり得る。そして、新たに関心を持った企業や市民が再犯防止分野の輪に加わることで、「地域による包摂の推進」がより強固なものとなり、「安全・安心な社会」の実現に一層近づくものと考えられる。

本特集が、企業や市民の方々にとって、再犯防止分野に関心を持ち、それぞれが可能な範囲で再犯防止の取組に関与していただくきっかけとなれば幸いである。政府としては、第二次再犯防止推進計画に基づき、引き続き、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となった再犯防止の取組の更なる推進を図っていくこととしたい。